

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】 ※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等の減少する場合に限る

(1) 集約化・複合化に係る施設の整備事業

(2) 集約化・複合化等に伴う施設の除却事業(機能統合等に伴うものを含む) 【R7拡充】

② 長寿命化事業

・ 公共用の建築物

施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

・ 社会基盤施設

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)

(道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

③ 転用事業

④ 立地適正化事業

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

① : 50% ((2)は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)

②～⑤: 財政力に応じて30～50%

⑥: 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで

【令和7年度事業費】 5,000億円

(例) 複合化事業



(例) 長寿命化事業

【図書館の長寿命化】



外壁、建具、
屋根防水
の改修等



長寿命化



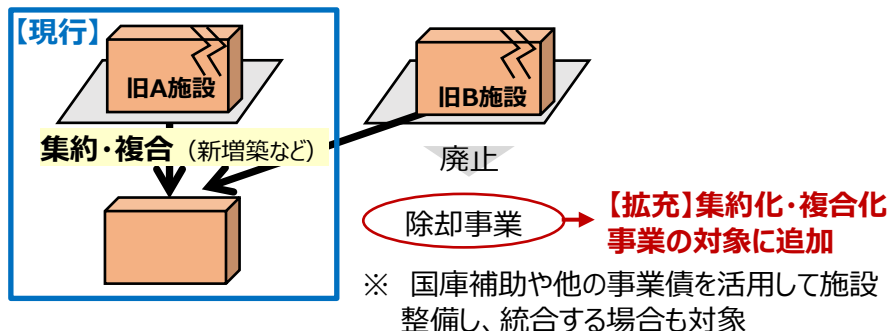
公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

概要

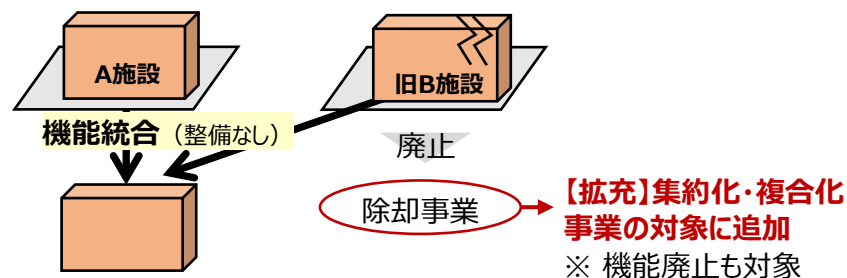
地方公共団体が公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業について、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%、令和8年度まで)の対象に追加

対象事業

(1) 施設の整備を行い、複数の施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、複数の施設の機能を統合する場合



要件

以下の要件をすべて満たす事業

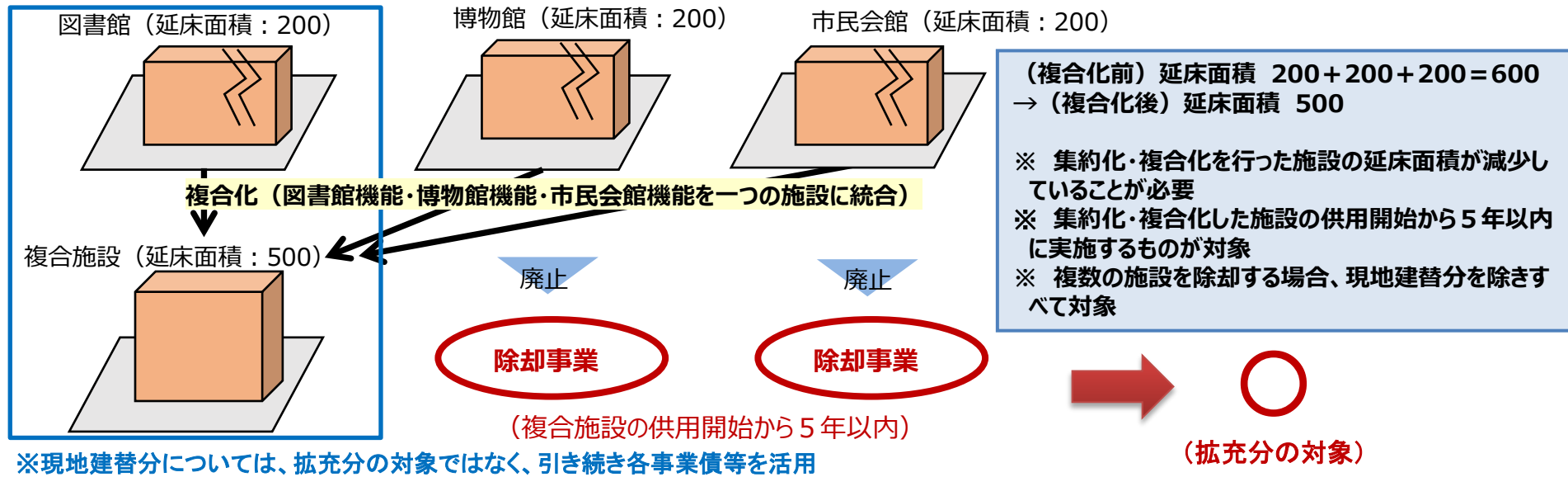
- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② (1)の場合: 集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内に実施するものであること
(2)の場合: 除却予定の施設の供用廃止から5年以内に実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積(非建築物の場合は維持管理費等)が減少すること ※(1)に限る

留意事項

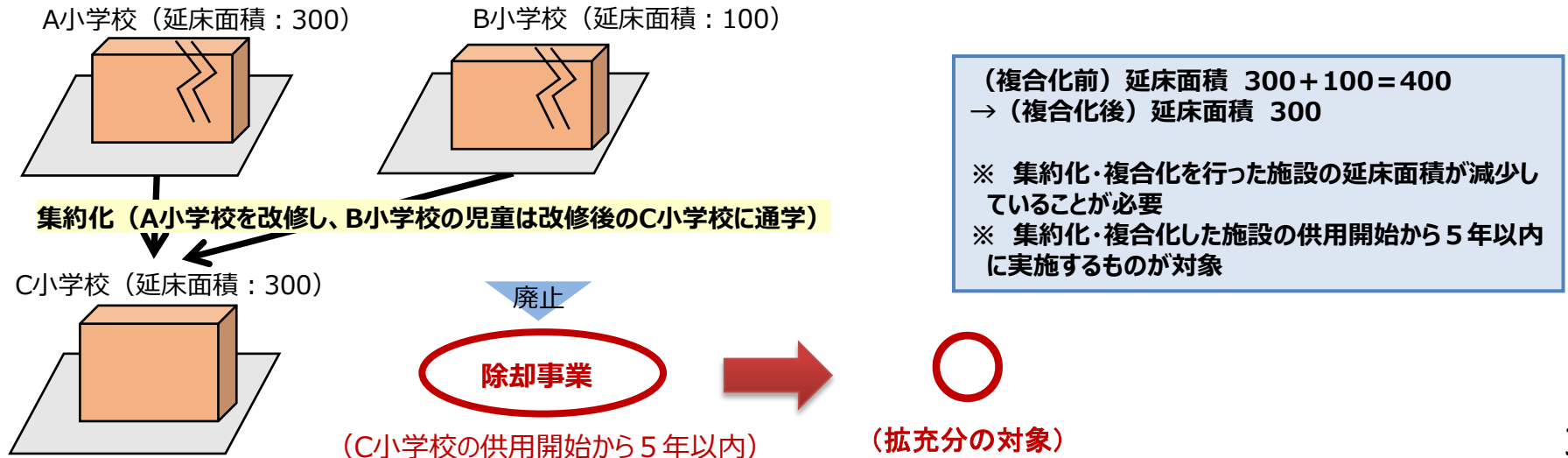
- 経過措置として、令和6年度以前に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したものも対象とする。
- 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の除却事業については対象外。
- 国庫補助や他の事業債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象とする。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業も対象とする。
- 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする。

対象となる事業例

事例1 施設を新築して集約化・複合化することに伴い、旧施設を除却する場合



事例2 施設を改修して集約化・複合化することに伴い、旧施設を除却する場合



対象となる事業例

事例3 施設の整備を実施せず、機能統合することに伴い、旧施設を除却する場合

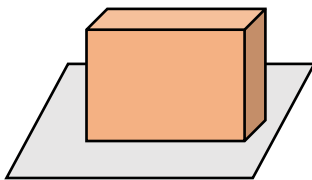
A公民館（延床面積：200）

B公民館（延床面積：100）



（統合後の施設について特段の整備を実施せず、B公民館の利用者が新A公民館を利用）

新A公民館（延床面積：200）



廃止

除却事業

（B公民館の供用廃止から5年以内）

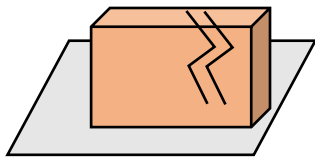
※ 統合に伴い整備を実施しない場合であっても、機能統合に伴う除却であることが判別できるよう公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に位置づけることが必要

※ 機能統合の場合、除却を予定する施設の供用廃止から5年以内に除却を実施するものが対象

（拡充分の対象）

事例4 施設の機能を廃止し、除却する場合

A公民館（延床面積：100）



廃止

※ 機能廃止に伴う除却であることが判別できるよう公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に位置づけることが必要

※ 機能廃止の場合、除却を予定する施設の供用廃止から5年以内に除却を実施するものが対象

除却事業

（A公民館の供用廃止から5年以内）

（拡充分の対象）

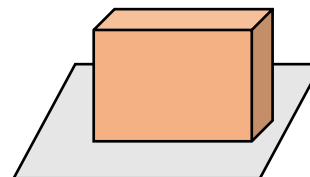
（参考）移転建替する場合

A公民館（延床面積：100）



移転建替（A公民館と同じ機能のものを別の場所に建替）

新A公民館（延床面積：80）



廃止

除却事業

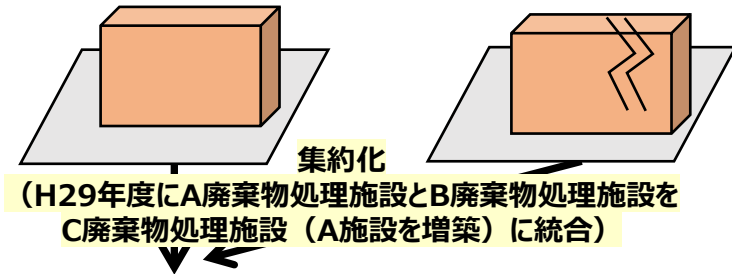
（拡充分の対象外）

対象となる事業例

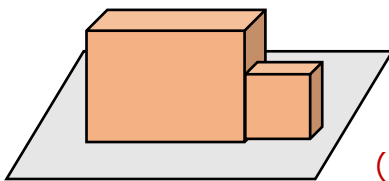
事例5 過去実施した施設の集約化・複合化等に伴い、今後旧施設を除却する場合（経過措置の考え方）

A廃棄物処理施設（延床面積：200）

B廃棄物処理施設（延床面積：100）



C廃棄物処理施設（延床面積：280）



廃止

除却事業

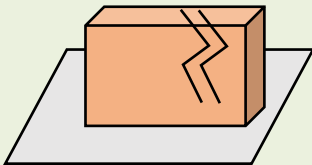
(R7年度に実施 ※集約化から5年超経過)

※ 令和6年度以前に集約化・複合化等した場合（公適債を活用せずに施設整備した場合や機能統合等をした場合を含む）、5年超経過しているものであっても、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき今後実施する除却事業は拡充分の対象

(拡充分の対象)

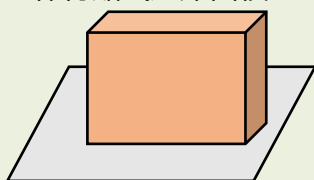
事例6 複数団体で実施する集約化・複合化に伴い、旧施設を除却する場合

A市体育館（延床面積：300）



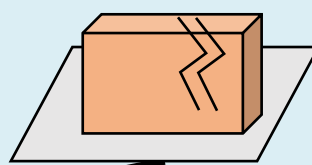
集約化（A市体育館とB市体育館をA市に新設するC体育館に統合）

C体育館（延床面積：350）



A市

B市体育館（延床面積：100）



廃止

除却事業

連携協約等

B市

※ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業については、連携協約や協定等に基づいて実施する場合は拡充分の対象

(拡充分の対象)